平成２６年（フ）第３号
福岡県京都郡みやこ町犀川谷口468番地２
谷口団地11号
債務者　清水日出美
1　決定年月日時　平成26年３月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２６年（フ）第１４号
長崎県大村市水計町783番地２、前住所長崎県大村市久原２丁目1572番地１
債務者　平野　一久
1　決定年月日時　平成26年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２６年（フ）第１７号
長崎県大村市富の原１丁目1340番地４
債務者　三好ミツコ
1　決定年月日時　平成26年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２６年（フ）第１９号
長野市川中島町御厨817番地１
債務者　髙橋　　彩
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第６６３号
千葉県松戸市馬橋3139番地　川村荘１号
債務者　飯沼　康範
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第７６号
千葉県松戸市二十世紀が丘萩町20番地の２
萩コーポ201号
債務者　和田　勝浩
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第８１号
千葉県我孫子市都21番地の３
債務者　竹下伸太郎
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第８９号
千葉県松戸市小金原７丁目13番地の２　サンキャッスルＡ―203号
債務者　大久保雄介
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第１１６号
兵庫県芦屋市西蔵町８番９―103号
債務者　平家　　忍
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第６号
山口県宇部市大字奥万倉92番地
債務者　田中美智代
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２６年（フ）第１７号
山口県宇部市昭和町３丁目12―28―703、住民票上の住所山口県山陽小野田市大字小野田592番地６
債務者　板垣　貴明
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２６年（フ）第２２号
山口県山陽小野田市大字厚狭1857番地19
債務者　佐藤　信二
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２６年（フ）第５５号
福岡県中間市長津１丁目11番12号
債務者　大和　典子
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１５号
北海道苫小牧市永福町２丁目４番６号
債務者　鳴海沙也加
1　決定年月日時　平成26年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第１３号
福島県いわき市泉玉露５丁目10番地の５
Ａ―１
債務者　船山　直樹
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２６年（フ）第２８号
新潟市中央区学校町通２番町5247番地16
アーバンハイツ205号
債務者　渡邊　美保
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３９号
新潟市中央区米山４丁目５番16号　セバナルⅠ―305号
債務者　菊池　千江
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
新潟地方裁判所民事部